

占用物件の維持管理意識向上に繋がる 道路管理者の役割について

佐藤 知尋¹・角田 大季²

¹名古屋国道事務所 管理第一課（〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30）

²名古屋国道事務所 管理第一課（〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30）

平成 30 年 9 月 30 日に道路法が改正され、道路占有者の占用物件維持管理義務の明確化及び道路管理者への占有者に対する「報告徴収」や「是正措置」の権限付与がなされた。この法改正以降、名古屋国道管内において、占用物件である上水道管の損傷に起因する路面陥没事故が発生し、中部地整管内で初めてとなる占用物件維持管理義務違反に関する措置を行った。そこで、当事例を交えながら、占用物件の維持管理における今後の課題と対応策について考察する。

キーワード：道路法改正、占用物件維持管理義務、広報

1. 占用物件の管理と道路法改正

近年、全国的に占用物件の損壊による道路陥没関係の事故や占用工事における既設埋設物件の損傷が問題となっている。中部地方整備局管内における占用物件に係る事故件数の累計を見ると、前述の 2 項目が全体の約 87%を占めており、年々増加傾向にある（図-1）。

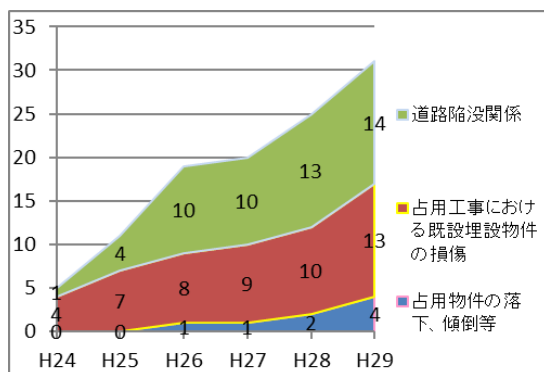


図-1 年度別の累計事故件数

（出典：平成 30 年度道路管理担当課長等会議資料）

これまでの占用物件の維持管理に関しては、占有者に対し、「占用許可より 5 年後及び許可更新時に、占用物件の管理状況の報告を求めること（安全確認）」や、占用許可条件での「異常発生時に必要な措置を講じた上で、道路管理者に報告の義務付け」などの対策が講じられてきた。

しかしながら、前述のとおり占用物件に起因する道路損傷は多数発生している。これは、改正前の道路法において、占用物件に対する維持管理義務に対する明確な規定が無かったことが一因と考えられ、安全確認や占用許可条件などの対策は、形骸化しているとの懸念もあった。

このような状況を受け、平成 30 年 9 月の道路法改正により、道路占有者の占用物件維持管理義務が明確化された。また、道路管理者には、占有者に対する「報告徴収」や「立入検査」等の権限が付与された。

2. 事故の概要

今回発生した事故の概要は、以下のとおりである。

令和元年 6 月 20 日（木）午前 11 時 58 分頃、一般国道 22 号下り線側の交差点導流部において、土被り約 1.8m の深さに埋設されている口径 700mm 鋼管製の上水道管が、腐食の影響により破損したことで、路床材が流出し、空疎が生じた。その結果、約 10cm の路面陥没が発生した（図-2、図-3、図-4）。



図-2 陥没現場



図-3 陥没状況（約 10cm）



図-4 漏水状況

なお、路面陥没箇所は車線部分ではなかったため、歩行者や通行車両への人的物的被害はなかった。

以下は、陥没箇所の管の位置関係を示した平面図と横断面図である（図-5、図-6）。

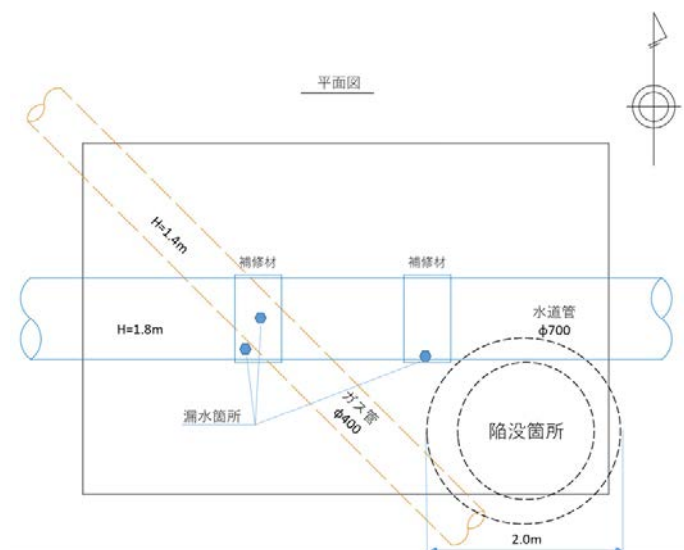


図-5 平面図

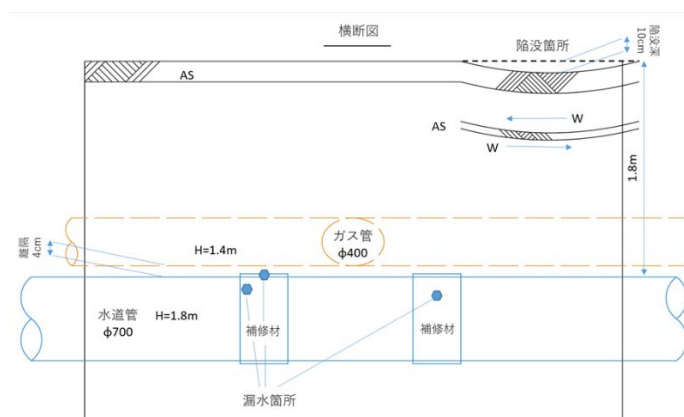


図-6 横断面図

復旧については、破損した箇所がガス管に近接していたため、注意を払いながらの作業となった。復旧までに時間を要したが、事故発生からおおよそ2日後に上水道管及び舗装の復旧工事が完了した（図-7、図-8）。



図-7 補修前



図-8 補修後

3. 報告徴収（法 72 条の 2）

改正道路法では、道路管理者は占有者に対し占有物件の点検実績等について報告を求める事ができるとされている。

本件事故発生を受け、同規定に基づき、補修履歴や近年の点検実施状況及び再発防止策について、文書による報告を求めた。

提出された報告文書で、注視すべき点は次の二点である。一点目は、当該上水管が昭和 38 年度に設置されて以降、補修履歴が無いことである。二点目は、当該管を含め国道等に占有されている

上水道管について、定期的な点検は実施されておらず、点検方法も、陥没や路面漏水など路面状態の異状の有無を目視で確認する程度であったということである。

4. 維持管理義務違反の認定（法 39 条の 8）

次に、前述の報告内容を踏まえ、本件事故が維持管理義務違反に該当するのかを判断した。当該案件での対象物件である上水道管には、水道法が適用されるが、発生時、水道法には、具体的な管理基準が定められていなかった。そのため、道路構造又は交通に支障を及ぼしたという点から、維持管理義務違反と判断した。加えて、当該物件について、耐用年数を超えていながら目視点検にとどまるなど、「予見可能性または結果回避可能性が無かったということに関し、占有者から合理的説明が無かった」ことも、その判断理由となった。

5. 措置命令の実施の判断（法 39 条の 9）

維持管理義務違反と認定した場合、次の段階として、「措置命令」を実施すべきか否かを判断する必要がある。

同法では、道路管理者が占有者に必要な措置命令を行うことが出来ると規定されている。ただし、命令の範囲は維持管理義務違反と判断された物件の占有許可の範囲に限定される。また、道路構造や交通への支障の程度を考慮した内容でなければならない。

当事例では、占有者による再発防止策、復旧対応、更に道路への影響等の観点から、その検討を行った。

再発防止策としては、当該上水管が更新されるまでの間、委託業者によるセンサー及び解析ソフトウェアを用いた漏水探知システムによる漏水調査を年 1 回実施するほか、占有者による年 3 回の「音聴棒」や「漏水探知機」を用いた漏水調査と月 2 回の路面巡視パトロールを実施すること

が提示された。さらに、老朽管の更新を6ヶ月前倒しすることも報告された。加えて、事故発生後に改正された水道法の規定に基づく点検要領の作成がなされることとなった。

これらの内容から、占用物件の適切な維持管理が期待できるとした。よって、事故発生後の迅速な復旧対応や、道路構造への影響等から総合的に検討し、不利益処分となる「措置命令」ではなく「行政指導」を実施することとした。

今回、行政指導に至るまでの流れをまとめると以下のとおりである（図-9）。

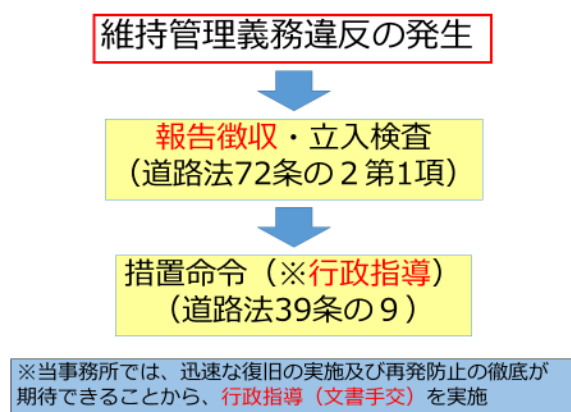


図-9 行政指導までの流れ

6. 今後の課題

今回の経験を踏まえ、占用物件の維持管理における課題と、道路管理者として果たすべき役割を考察する。

課題として、次の二点を挙げる。一点目は、個別法令等の管理基準が無い占用物件に対する、占用事故防止の検討の必要性である。上水道に関しては、事故発生当時は維持管理基準が定められていなかった。その後、法律が改正されたが、基準に則った維持管理は浸透していない状況である。また、水道管は全国的に老朽化が進んでおり、更新が間に合っていない状況にあるため、同様の事故の発生が危惧される。

二点目に、占用物件全体における課題として、

占有者への意識付けが必要だと考える。大半の占有者は、日常的に法律へのなじみがなく、「占用物件の維持管理義務」に対する認識も希薄であると推察される。そのため、道路管理者による占有者に対する意識付けが必要であると考ええる。

今回の法改正により、道路占有者の占用物件維持管理義務が明確になったが、管理基準が不明確な物件は依然として存在する。そのような状況において、道路管理者として、占有者による適切な維持管理が遂行されるような手段を講じる必要がある。

そこで、道路管理者による方策として、次の二点を提案する。

一点目は、より綿密な情報共有がなされる連絡体制を整えることである。特に、多くの事業者が集まる会議等で、情報発信を行うことが望ましいと考える。具体的には、毎年開かれている占用調整会議で、事故事例や個別法等を紹介することによって、各事業者や地方公共団体に広く注意喚起をすることができる。また、占用調整会議だけでなく、各道路管理者が主催する会議等も情報発信の場として活用していくことで、幅広く周知することができる。このように、情報共有を密に行い、こまめな注意喚起を行うことが事故防止に繋がると考える。

二点目は、占有者の意識向上を図る取り組みである。実際に行った取り組みとしては、名古屋国道事務所ホームページの占用許認可・手続きのページに「維持管理義務についての概要・啓発」のリーフレット（図-10）が常時掲載されるようにした。これにより、占有者や占用を予定している人が、「維持管理義務」を意識する機会を得られるようにした。

このように、インターネットなどの活用は、容易かつ低コストであるため、占有者に対し、改正道路法による維持管理義務や個別法の紹介、過去の事故事例等の情報発信を行うことができる有効な手法だと考える。

する事故を未然に防ぐことができる考える。

占有物件の維持管理は万全ですか？

～維持管理義務が法律上明確化されました～

道路法改正によって、平成30年9月30日から、**道路占有者の占有物件に対する維持管理義務が明確化**され、以下の場合には、**維持管理義務違反**に問われることがあります

- 占有物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合
- 道路占有者が各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合

＜道路法第39条の8、道路法施行規則第4条の5の5＞

道路の構造や交通に支障を及ぼす占有物件の例



ブラケットの腐食による落下の危険のある看板
(国土交通省HPより)

老朽化による崩壊の危険のあるアーケード

適切な維持管理がなされていない、又はそのおそれがある場合には、道路管理者は、道路占有者に対し、以下の対応をとることがあります

- 報告を求める・立入検査の実施
- 点検、修繕等の措置を命じる

＜道路法第72条の2第1項＞

＜道路法第39条の9＞

※上記に府しなかった場合には、監督処分（道路法第71条第1項第1号）による許可の取り消し、罰則（道路法第103条第2号）の適用があります。

図-10 「維持管理義務についての概要・啓発」のリーフレット

更に、中部地方整備局では、占有者への占有更新手続きの案内送付時に、前述のリーフレット（図-10）を同封している。一度占有許可されると、占有者と道路管理者の接触機会は更新時などに限定されるため、限られた接触機会を有効に活用するべきである。

あるいは、接触機会が少ないのであれば、道路管理者側から接触する機会を増やすことを検討する必要性もあるのではないかと考える。例えば、現在、占有者に求めている占有物件の「安全確認」の報告について、現状の5年ごとや許可更新時という報告期間を短縮化し、報告頻度を高めることで、占有者がよりいっそう「維持管理義務」を意識することに繋がるのではないだろうか。

このように、占有者に対しては、占有物件の維持管理義務に従い、責任ある物件管理を求めていくとともに、道路管理者としても、取り得る対策を積極的に講じていくことで、占有物件の維持管理に対する意識の向上に繋がり、占有物件に起因